

熊本市入札参加資格審査申請について【 建設工事 】

熊本市長 大西 一史

熊本市が発注する建設工事等の請負の入札に参加を希望される方は本要領により入札参加資格審査申請書を提出してください。

なお、本申請は、令和5年（2023年）8月16日付けで公告した天明校区施設一体型義務教育学校施設整備事業に参加される方で、熊本市工事競争入札参加者の資格審査及び指名基準に関する規則（昭和41年規則第15号）第10条に規定する有資格業者名簿に登載されていない方に限ります。

本申請による有資格者名簿の登載は天明校区施設一体型義務教育学校施設整備事業の参加に関してのみ有効なものとなります。

記

1 入札参加者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号及び熊本市工事競争入札参加者の資格審査及び指名基準に関する規則（昭和41年規則第15号）第2条の規定に該当しない者であること。
- (2) 建設業の許可を受け、かつ令和4年度（2022年度）の経営事項審査（審査基準日が令和3年（2021年）10月1日から令和4年（2022年）9月30日までのものに限る。以下同じ。）を完了した者であること。
ただし、経営事項審査において年間平均完成工事高が無い業種は登録できません。
- (3) 熊本市が締結する契約等からの暴力団等の排除措置要綱（平成18年告示第105号）第3条第1号に該当する者でないこと。
- (4) 社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）の未加入事業者（法令により適用除外とされている場合を除く。）でないこと。

2 申請の方法及び時期

(1) 申請の方法

ア 4に掲げる提出書類を封筒に入れ、封筒の表面に「競争入札参加資格審査申請書在中」、「事業名」、「申請者名」を明記し、熊本市工事契約課へ必ず郵送（一般書留又は簡易書留に限る。）にて提出してください。それ以外の方法により送付されたもの及び持参による申請は受理いたしません。

また、提出書類を郵送する封筒のサイズは角形2号とし、「郵送提出用様式」を「宛名面」に貼付して郵送してください。

イ 1業者につき1つの封筒にて提出してください。（複数社分の提出書類を1つの封筒にまとめて提出することはできません。）

ウ 工事、測量・建設コンサルタントの両方に申請する場合でも、それぞれ別々の封筒にて提出してください。

(2) 申請の期間

受付期間

令和5年（2023年）8月16日（水）から令和5年（2023年）9月19日（火）までに必着

※ 受付期間内に申請書等が到着しなかった場合は申請書等を受理いたしません。また、不慮の事故による紛失又は遅配については一切考慮しませんので、余裕を持った申請を行ってください。

(3) 送付先

〒860-8601

熊本市中央区手取本町1番1号

熊本市総務局契約監理部工事契約課 資格申請受付担当 宛

3 問い合わせ先

熊本市総務局契約監理部工事契約課

電話096-328-2442

4 提出書類 ※ ○：全員提出 △：該当者のみ提出

提出書類	
(1) チェックリスト 両面印刷にて提出してください。	○
(2) 熊本市工事等競争入札参加資格審査申請書（建設工事）（様式第1号） ① 会社控えを必要とする場合は、2部提出してください。（1部は受付印を押して返却します。） また、返信用封筒（郵便番号・所在地・商号又は名称を記載のうえ、84円切手を貼付すること。）を同封してください。 ② 「登録番号」については、本市に新規での登録の場合は記入不要です。 ③ 「使用印」欄には、入札、見積、契約又は工事代金の請求等の行為において、実際に使用する印鑑（代表者印）を押印してください。実印を使用する場合は、「実印を使用します」の欄に☑を付けてください。 ④ 会社の代表取締役が複数人いる場合は入札・契約等の行為を行うものを記載してください。	○
(3) 委任状 入札・契約に係る権限を支店等に委任する場合のみ、任意様式にて作成し提出してください。	△
(4) 経営規模等評価結果通知書兼総合評定値通知書の写し ① 審査基準日が令和3年（2021年）10月1日から令和4年（2022年）9月30日のものに限りません。 ② ①に記載された基準日の経営事項審査を受審後に合併等を行う予定若しくは行った場合は、必ずその旨を工事契約課まで申し出てください。 ③ 合併時経審等で経営事項審査を本年度中に二度受審した場合は、通常分と合併時等の分を合わせて提出し	○

	<p>てください。また、受審を予定している場合は、必ずその旨を工事契約課まで申し出てください。</p>	
(5)	<p>建設業許可通知書の写し</p> <p>現在有効な建設業許可に係る建設業許可通知書の写しを提出してください。</p>	○
(6)	<p>専任技術者一覧表（様式第2号）</p> <p>建設業許可を有する業種全てに（申請しない業種についても）チェック印を記載してください。</p> <p>また、営業所についても記載してください。</p>	○
(7)	<p>建設業許可申請書類の「専任技術者証明書」又は「専任技術者一覧表」の写し</p> <p>変更があった場合は、変更届の写しも提出してください。</p>	○
(8)	<p>資本関係・人的関係調書（様式第3号）</p> <p>① 役職名は「代表取締役」、「取締役」、「執行役」、「理事」、「管財人」又は「その他」のいずれかを記入してください。なお、「監査役」、「執行役員」などは役員に該当しません。</p> <p>② 「1 他の熊本市工事等競争入札参加資格有資格者間における資本関係・人的関係の有無」で「なし」に○を記入した場合は、2～3の欄には記入する必要はありません。</p> <p>③ 記入欄が不足する場合には適宜記入欄を追加してください。</p> <p>④ 本市に有資格者として登録されていない会社については、記入不要です。</p>	○
(9)	<p>社会保険等に関する誓約書（様式第4号）</p> <p>健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の加入状況を確認できる書類を添付してください。（経営事項審査結果通知書の写しにて、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の加入欄が『有』又は『除外』となっている場合においては確認用書類の添付は不要としますが、本様式の提出は必須です。）</p>	○
(10)	<p>水道料金滞納有無調査承諾書（様式第5号）</p> <p>① 熊本市内に本店又は営業所等がある場合のみ提出してください。</p> <p>② 熊本市に所在する本店又は営業所等に関して、上・下水道の使用者名義が本店又は営業所等以外の場合、「水栓番号CD・世代」、「使用住所」及び「使用者名義」は空白で提出してください。</p> <p>また、世代コードが不明の場合は空白で提出してください。</p>	△
(11)	<p>登記事項証明書（登記簿謄本）（法人）又は住民票抄本（個人）</p> <p>写し可。（証明年月日が申請書提出前3箇月以内のものに限る。）</p>	○
(12)	<p>印鑑証明書</p> <p>原本を提出してください。（証明年月日が申請書提出前3箇月以内のものに限る。）</p>	○
(13)	<p>営業所一覧表</p> <p>本市との取引を支店等に委任する場合、建設業許可申請書に添付する「営業所一覧表」を提出してください。</p>	△
(14)	<p>熊本市の法人市民税納税証明書</p> <p>① 熊本市内に本店又は営業所等のある者のみ提出してください。写し可。</p> <p>② 過去2年分を提出してください。（直近のものに限り、「市税に滞納がないことの証明」では不可。）</p> <p>③ 過去2年以内に営業所を設立し、提出できない年度分がある場合は、法人設置申告書（受付印があるも</p>	△

の) の写しを提出してください。	
(15) 経営事項審査提出書類の「工事経歴書」の写し（熊本県にて経営事項審査を受審している場合は「完成工事高内訳書」の写し） 過去1年間分提出してください。	○
(16) 財務諸表 ① 法人は貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書を提出してください。 ② 個人は貸借対照表、損益計算書を提出してください。（経営事項審査の提出様式で可。） ③ 過去1年間分提出してください。	○
(17) 経営事項審査提出書類の「技術職員名簿」の写し 審査基準日が令和3年（2021年）10月1日から令和4年（2022年）9月30日のものに限りです。	○

5 注意事項

- (1) 提出書類については全てA4判とし、各種証明書がA4判より小さいときは必ずA4判の台紙に貼付し、番号順に並べ、フラットファイルには綴らずに、A4クリアファイルに入れて提出してください。
- (2) 証明書類は、証明（発行）年月日が申請書提出前3箇月以内のものとし、ただし、印鑑証明書を除き、複写機による写しでも差支えありません（白黒可、等倍に限る、縮小・拡大したものは不可）。
- (3) 申請要領、チェックリスト及び記載例を必ず確認のうえ不足書類、記入誤り等がないようお願いします。
- (4) 各種申請書類の日付は申請日を必ず記載してください（空欄不可）。
- (5) 「申請年月日」、「登録番号」、「住所又は所在地」、「商号又は名称」及び「代表者職氏名」については、「熊本市工事等競争入札参加資格審査申請書（建設工事）（様式第1号）」に入力した内容が他の様式に反映されますので、様式第1号以外の記載は不要です。
- (6) プルダウンで選択する箇所については、該当する事項を選択してください。

6 記載事項の変更

申請書提出後、記載事項に変更があった場合は、すみやかに変更届を提出してください。